

令和8年度乙種防火管理講習開催のお知らせ

講習日	受付開始 ~ 受付締切	定員
令和8年11月6日(金)	令和8年10月9日~令和8年10月23日	20名程度

受講資格

管内(志免町・宇美町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町)にお住まいの方又は、管内の事業所にお勤めの方。

乙種防火管理者の資格について

○ 乙種防火管理資格者が防火管理者として業務できる主な施設。

- ① 集会場・飲食店・旅館・病院など、不特定多数の人が出入りする施設で、収容人員が30人以上でかつ、延べ面積が300m²未満の施設。
- ② 共同住宅・工場・作業所・倉庫などで、収容人員が50人以上でかつ、延べ面積が500m²未満の施設。

○ 乙種防火管理資格に更新制度はありません。

講習会場・日程

糟屋郡志免町大字田富 170 番地

粕屋南部消防組合消防本部 4 階研修室

令和8年11月6日(金)

受付：8時30分～ 講習時間：9時～15時40分まで

受講料

受講料は無料ですが、指定するテキストの購入が必要です。

指定テキスト：東京法令出版「図説 防火管理」(税込 1,870 円)

※受講日、釣銭のないようにご用意ください。(現金のみ。)



申込先

粕屋南部消防組合南部消防署 予防課 志免町大字田富 170 番地 4階

申込方法

以下のものを提出してください。

- ① 講習申込用紙(南部消防署・中部消防署にあります。ホームページからのダウンロードもできます。)
- ② 写真1枚(縦3cm、横2.5cm。6ヶ月以内に撮影された正面、無帽、無背景の上半身像、裏面に氏名記載。)
- ③ 本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等の提示)

【お問い合わせ先】

南部消防署 予防課

TEL 092-935-5116 (直通)